平成２４年（フ）第９６号
岐阜市東興町36番地１　アーバン・シュトラーセ201号室
債務者　道越みゆき（旧姓竹添）
１　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１７０号
岐阜市茜部大野２丁目１番地　マンション城南Ｂ203号室
債務者　井上　　猛
１　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１７１号
岐阜市茜部大野２丁目１番地　マンション城南Ｂ203号室
債務者　井上　早苗
１　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１８４号
岐阜県羽島郡岐南町若宮地１丁目27番地
債務者　岩田　幸子
１　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６４８号
兵庫県姫路市増位新町１丁目24番地　花北モールＡ－１
債務者　樽本みね子
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２６６号
兵庫県姫路市宮上町１丁目161番地呉光荘１号
債務者　伊藤　太作
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２７３号
兵庫県加古川市新神野２丁目22番６－210号
債務者　鳴美　沙希
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２７５号
兵庫県姫路市網干区和久585番地　コーポ和久102、従前の住所岡山県高梁市落合町阿部1746番地１
債務者　水流　　博
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４０号
広島市中区千田町２丁目11番18―502号
債務者　松木　良仁
１　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４号
山口県萩市大字明木2982　神崎アパートＤ１、住民票上の住所山口県萩市大字江向211番地
債務者　吉村　英夫
１　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第５１号
香川県仲多度郡琴平町榎井147番地４
債務者　山地　朱美
１　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１６６号
愛媛県宇和島市保田甲1027番地３
債務者　西野　幸子
１　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６７号
北九州市小倉北区今町１丁目２番１―303号
債務者　岡村四郎こと　李　　盛基
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３３４号
北九州市若松区宮丸１丁目21番23―302号
債務者　清原　弘雄
１　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３４８号
北九州市八幡東区春の町５丁目２番18号
債務者　廣川真奈巳
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３６０号
福岡県中間市大根土３番202号
債務者　椿　　康生
１　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３７９号
北九州市八幡西区陣山２丁目８番27―502号
債務者　花崎のどか
１　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部